

予算項目	配水費－委託料 受託工事費－委託料
委託番号	委託 第 6 9 号

設 計 書

課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和 6 年度	作成年月日	令和 6 年 1 0 月 1 8 日	履行期間	から
委託名	漏水修理業務委託				令和 7 年 3 月 3 1 日
委託場所	市内一円			契約者	
設計金額					
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ 〔市 単〕				

費 用 内 訳				業 務 概 要	
		設 計 額 (円)		漏水修理工事 55箇所	
	業務価格				
	消費税等相当額			本設計書は、給水区域内において、PPφ50亀裂の修理を行う標準	
	業務委託費			修理 1 箇所あたりの設計であり、1 工事ごとに設計に相違がある	
				ため、落札比率により契約するものです。	
				副務者 (職名)氏名	
				主務者 (監督員) (職名)氏名	

業 務 費 内 訳 書									
名 称	形 状 寸 法	単位							摘 要
			数 量	単 価	金 額				
業務価格									
漏水修理業務	PP φ 50	箇所	55						
業務価格 計									
消費税等相当額		%	10						
業務委託費									

業務委託費内訳書

名 称	形 状 寸 法	単位							摘 要
			数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
直接業務費									
漏水修理	PP φ 50 1箇所	式	1						第 1号明細書
舗装工	⑤密粒度AS t=5cm A=6.0 m ²	式	1						第 2号明細書
安全費		式	1						第 3号明細書
直接工事費 計									
共通仮設費		式	1						
共通仮設費 (率)		式	1						
共通仮設費 計									
純工事費		式	1						
現場管理費		式	1						
工事原価									
一般管理費		式	1						
工事価格									

漏水修理 PP φ 50 1箇所						明細書 第 1 - 1号			
名 称	形 状 寸 法	単位							摘 要
			数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
材料費									
水道用ポリエチレン管 (二層管)	φ 50×1000 1種	m	1.5						
SKX PP用ソケット	φ 50	個	2.0						
埋設シート (エコマーク入り)	水道管用 150mm*50m	m	2.0						
防食テープ	巾50	m	2.0						
小計									
土工事									
舗装版破碎工 人力	コンプレーカー・As厚4cm-10cm以下	m2	2.0						
As殻運搬工 DID有ダンプトラック2t	BH0. 1m3積込距離1. 5km以下	m3	0. 1						
アスファルト投棄処理料	秋田舗道 新屋天秤野	m3	0. 1						
機械掘削積込 土砂	BH0. 1m3	m3	1. 7						
人力床掘工	粘性土・砂質土・埴質土	m3	1. 2						
残土運搬工 DID有ダンプトラック2 t	BH0. 1 積込距離 15. 0km以下	m3	2. 9						
残土投棄処理料	共優資材 上北手古野	m3	2. 9						
埋戻工 人力・ダンプ転圧	山砂	m3	2. 3						

漏水修理						明細書 第 1 - 2号			
PP φ 50 1箇所									
名 称	形 状 寸 法	単位							摘 要
			数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
路盤工 RC-40 二層仕上	T=32cm W<1.8m タンパ 転圧	m2	2						
舗装版仮復旧工	車道 仕上厚 t =3cm人力ミ フルト 30kg	m2	2.0						
土留工 (アルミ矢板) 矢板 長 1.5m	掘削深 1.5m以下 幅0.95m- 1.25m	m	2.0						
ポンプ運転工	作業時排水ポンプ φ 50	h	2.0						
ポンプ 据付撤去工	φ 50	現場	1.0						
現場調査		現場	1						
小計									
管工事									
ポリエチレン管布設工	φ 50	m	1.5						
ポリエチレン管切断工	φ 50	口	3						
SKXソケット継手工	φ 50	箇所	2						
防食テープ 取付工		箇所	2						
管明示シート工		m	2.0						
精算用図面および数量報告		式	1						
無償台帳作成		箇所	1						

漏水修理 PP φ 50 1箇所						明細書 第 1 - 3号			
名 称	形 状 寸 法	単位							摘 要
			数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
完成図作成		箇所	1						
小計									
計									

明細書 第 2 - 1号

舗装工

⑤密粒度AS t=5cm A=6.0m²

名 称	形 状 寸 法	単位							摘 要
			数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
舗装費									
舗装版切断工 アスファルト舗装版	15cm以下	m	7						
舗装版破碎工 BH0.10m3	BH直接掘削・積込 10cm以下	m2	6						
As殻運搬工 DID有ダンプトラック2t	BH0.1m3積込距離1.5km以下	m3	0.26						
アスファルト投棄処理料	秋田舗道 新屋天秤野	m3	0.26						
不陸整正工 (補充材なし)	振動ロー転圧	m2	6						
舗装工 車道表層 再生⑤(13F)	50mm フライム 人力	m2	6						
区画線設置工(ペイント式)供用区間	常温式、白、実線、15cm	m	3.0						
小計									
計									

安全費						明細書 第 3 - 1号			
名 称	形 状 寸 法	単位							摘 要
			数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
安全費									
交通誘導警備員 (B)	4時間まで	人	2.0						
小計									
計									

漏水修理業務委託仕様書

（業務の目的）

第1条 本委託は、秋田市上下水道局（以下「甲」という。）が発注する水道施設（送水管、配水管、給水管、弁類等）の漏水修理工事（以下「工事」という。）を受託者（以下「乙」という。）が本仕様書に基づき行うことを目的とする。

（業務の期間）

第2条 令和6年12月10日から令和7年3月31日まで

（業務の内容）

第3条 本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 秋田市全域の国・県・市道およびその他道路ならびに宅地内における自然漏水修理および他工事による外傷漏水修理
- (2) その他甲が指示する工事等

（指示）

第4条 甲が乙に工事を発注する場合は、指示書により行うものとする。

- 2 乙は、指示書により発注を受けた場合は、速やかに現場を確認の上、工事を行わなければならない。

（仕様および法令等の遵守）

第5条 乙は、甲が定める配水管工事標準仕様書および給水装置工事施工指針、漏水修理工事写真の撮影基準に基づき、工事を行うものとする。

- 2 乙は工事に当たり、関係する法律および法令、条例等を遵守しなければならない。

(現場代理人および主任技術者)

第6条 乙は、漏水修理現場に現場代理人および主任技術者を配置するものとする。

2 現場代理人は、工事を円滑に遂行するため漏水修理現場に常駐し、その運営、取締りを行う。ただし、甲との連絡体制が確保されると認めた場合には、漏水修理現場に常駐しないこととすることができる。

3 現場代理人、主任技術者は、これを兼ねることができる。

(配管技能者等の資格)

第7条 乙は、次の者を配置しなければならない。

- (1) 配水管工事標準仕様書に定める配管技能者
- (2) 給水装置工事指針に定める配管技能者
- (3) 土木工事に係る資格者

(班編成および施工者数)

第8条 乙は、次の班を配置しなければならない。

- (1) 通常は2班体制とし、前条に係る配管技能者等を含め3名以上を配置するものとする。
- (2) 漏水多発および大規模な修理がある場合は、班を増班するものとし、前条に係る配管技能者等を含め3名以上を配置するものとする。

(官公署への諸手続き)

第9条 乙は工事に当たり必要とされる、官公署へ提出する書類作成および手続きを行うものとする。

(提出書類等)

第10条 受託者は、業務の着手および完了に当たって、発注者の契約に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

また、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

- (1) 業務施工届
- (2) 配置技術者経歴書
- (3) 業務計画書
- (4) 業務完了通知書
- (5) 業務委託料請求書
- (6) 業務打合簿
- (7) 業務報告書

2 乙は工事完了後、1 件ごとに業務完了報告書と工事記録写真帳(電子ファイルは別途 P D F 形式で提出)を甲に提出するものとする。

3 乙は毎月ごとに産業廃棄管理票を提出するものとする。

4 甲は、他に必要とする書類がある場合、乙に書類の提出を請求できるものとする。

5 乙は、前項の請求があった場合は、速やかに書類の提出をすること。

(修理資材)

第11条 乙は、修理に使用する資材の管類等を速やかに使用できるよう整え、種類および数量については、甲乙協議するものとする。

(埋戻工等)

第12条 乙は工事に当たり、使用する碎石について再生クラッシャーラン(RC-40)を使用する。なお、やむを得ず再生クラッシャーランを使用できない場合は、その理由について監督員と協議の上、承諾を得るものとする。

(保安施設等)

第13条 乙は工事に当たり、歩行者および通行車両等を安全に誘導するため、保安施設用具(カラーコーン・コーンバー・夜間照明・看板等)を常時工事用車両に保管し、現場において、いつでも使用できるよう管理する。

2 乙は、甲の指示により交通誘導警備員を配置すること。

(工事施工上の諸注意事項)

第14条 施工上の次の事項を注意する。

- (1) 掘削を行う前に付近住民への工事PR（騒音・断水等）すること。
- (2) 掘削を行う場合水中掘削となることが多いので、矢板材等で土砂、地山の崩壊防止に努め、事故のないように十分注意すること。
- (3) 掘削に当たり、他の占有物件が埋設している場合は十分に注意し、万が一占有物件に損害を与えたときは、すべて乙の責任とする。
- (4) 修理した接合部は、通水後に漏水の有無を確認してから埋戻しすること。
- (5) 漏水修理業務完了報告書と工事写真の内容との整合性を確認してから提出するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を処理するに当たり、個人情報の保護に関し、別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守しなければならない。

(委託料の支払い)

第16条 委託料については、毎月分割し支払うものとする。

- 2 受託者は支払いにおいて、当該月の委託業務を完了したときは、業務一部完了報告書を翌月初めまでに提出しなければならない。ただし、最終月の委託業務を完了したときは、直ちに業務完了報告書を提出しなければならない。

(その他)

第17条 この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

漏水修理業務写真の撮影基準

(適用範囲)

- 1 この基準は、秋田市上下水道局が発注する漏水修理工事に適用するものとする。

(工事写真撮影の留意事項)

- 2 本工事における写真撮影の留意事項は、次のとおりとする。
 - (1) 工事写真は、工事目的物の出来形および品質を証明する重要な手段であると共に、工事完成後可視できなくなる部分の施工経過および出来形寸法を確認するための重要な資料となる。そのため、それぞれの工種の目的に適した写真を撮影すること。
 - (2) 工事着手前と完成後の写真は、原則として同一方向、同一箇所から工事場所が確認できるよう撮影すること。
 - (3) 黒板は、文字が読めるよう撮影すること。
 - (4) 仮復旧と舗装復旧跡には、の印を白いスプレーですること。
 - (5) 撮影用の黒板は、配水管工事標準仕様書によるものとする。

(撮影箇所)

- 3 本工事の撮影箇所は、次のとおりとする。
 - (1) 自然漏水修理工事
 - ア 工事着工前
 - (ア) 漏水状況、表層面取壊し部分、安全施設が同一写真に写るよう撮影すること。
 - (イ) 塀のクラックやコンクリートたたき等、補償問題が予想される場合の措置対策として、工事着工前と完成後の写真を撮影すること。

イ 舗装の取壊

漏水している位置が判明できず舗装を取壊す場合は、監督員と協議しながらその都度スタッフ、ピンポールを使用して次の取壊規模が確認できるように撮影すること。

ウ 漏水状況

漏水している状況が確認できるように撮影すること。

エ 復旧状況

漏水箇所の復旧状況が確認できるように撮影すること。

オ 掘削の出来形

掘削の出来形寸法は、確認できるようスタッフ、ピンポールを使用して撮影すること。

カ 埋戻しの出来形

敷均しおよび転圧完了後、骨材の厚さが確認できるようスタッフ、ピンポールを使用して撮影すること。

キ 仮復旧の出来形

舗装復旧面積は、確認できるようスタッフ、ピンポールを使用して撮影すること。

ク 舗装工事の着工前

(ア) 仮復旧の取壊し部分、安全施設が同一写真に写るよう撮影すること。

(イ) 補償問題が予想される場合は、工事着工前と完成後の写真を撮影すること。

ケ 路盤転圧状況

転圧状況がわかるよう20cmごとに撮影すること。

コ 舗装厚の出来形

舗装厚は、確認できるようスタッフ、ピンポールを使用して撮影すること。

サ アスファルト乳剤散布の状況

散布状況が確認できるよう撮影すること。

シ アスファルト合材温度確認

合材敷均し時の温度測定状況を撮影すること。

ス 舗装完成状況

面積が確認できるようスタッフ、ピンポールを使用して撮影すること。

(2) 外傷修理工事

ア 着工前の状況

管の外傷状況が確認できるよう撮影すること。

イ 復旧状況

漏水箇所の復旧状況が確認できるように撮影すること。

(工事写真の整理)

4 本工事写真の整理については、次のとおりとする。

(1) 写真帳には、工事番号、施工月日、施工内容を明記すること。

(2) 写真帳は、工事着工前から完成まで一連の工程が確認できるようにすること。

(その他)

5 この撮影基準によりがたい場合は、担当職員と協議すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務

を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

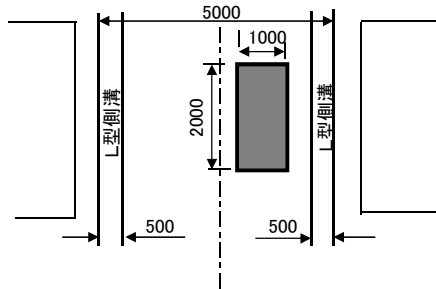
（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者である秋田市上下水道局を、「乙」は受託者をいう。

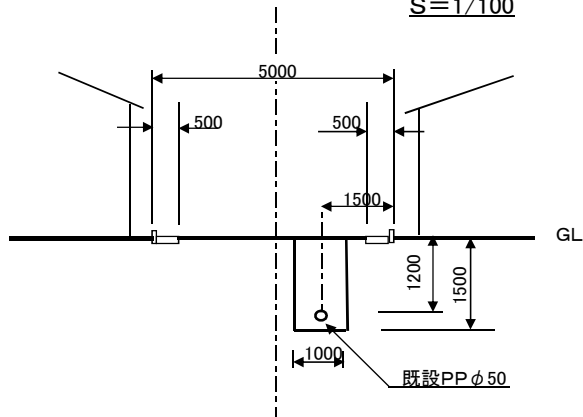
掘削平面図

S=1/100



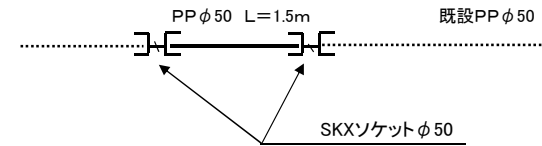
横断面図

S=1/100



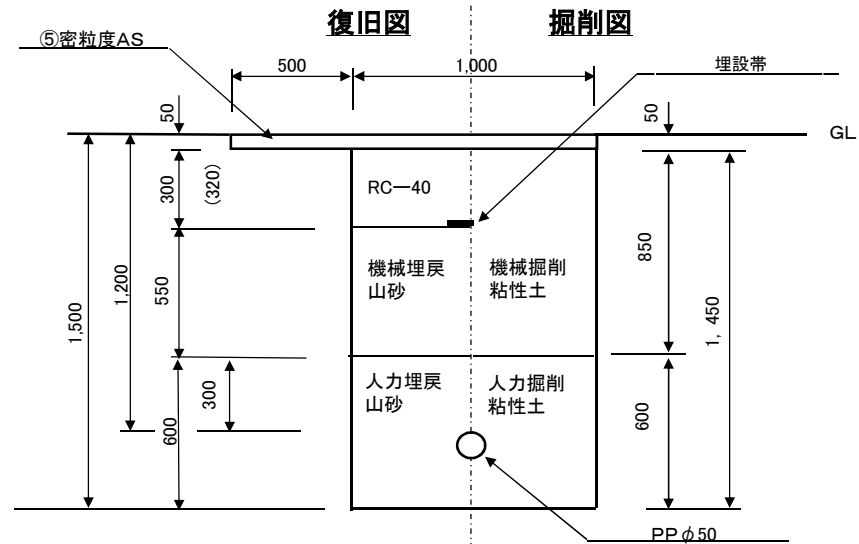
修理配管図

S=FREE



路面復旧掘削図

S=1/20



()内の数字は、仮復旧時にRC-40を320mmとし、レミファルト30mm

—— は、山砂を埋め戻し後に、埋設帯を管上に敷く。

工事名	漏水修理業務		
工事箇所	市内一円		
図名	図示による		
縮尺	図示による		
秋田市上下水道局 水道維持課		図番	1/1